平成２６年（フ）第３６２号
茨城県水戸市河和田３丁目2294番地の７
債務者　須藤　恵子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３７０号
茨城県水戸市千波町1744番地の９　サラダ王国２Ｆ
債務者　小池　隆之（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３８３号
茨城県鉾田市柏熊997番地３　コーポ白井２号
債務者　小室三枝子（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３４１号
新潟市東区太平１丁目９番地３
債務者　佐藤　政春
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０７号
新潟市中央区浜浦町２丁目46番地16
債務者　中川　和美
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６７号
長野市大字安茂里818番地　サン・エステートＥ―202
債務者　中澤　秀美
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
長野県上田市上田3180番地１
債務者　無雁　　博
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第４３号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1530番地の８
債務者　山田　　茂
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第１０６号
三重県名張市梅が丘南４番町94番地、前住所奈良県吉野郡吉野町大字小名283番地
債務者　西本　　良
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第２８７号
滋賀県栗東市御園1028番地　東３―205
債務者　藤原麻衣子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１８号
大津市今堅田２丁目24番２号　ハイツ千栄102、前住所大津市堅田１丁目15番１号
債務者　福井　秀美
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１９号
大津市今堅田２丁目24番２号　ハイツ千栄102、前住所大津市堅田１丁目15番１号
債務者　福井南海代
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３６号
大津市唐崎１丁目26―１　フローラ唐崎101、住民票上の住所京都市山科区東野中井ノ上町21番地９　大久保方
債務者　長田　和也
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４２号
滋賀県栗東市林440番地１、前住所滋賀県栗東市下鈎767番地７
債務者　大喜　國治
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４３号
滋賀県栗東市林440番地１、前住所滋賀県栗東市下鈎767番地７
債務者　大喜　真一
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４４号
滋賀県栗東市林440番地１、前住所滋賀県栗東市下鈎767番地７
債務者　大喜　友美
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４７号
大津市美空町２番13―204号、前住所滋賀県彦根市後三条町490番地５
債務者　米倉　時枝（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大津地方裁判所民事部